

報告 4 : バス車両等における感染予防対策について

新型コロナウイルスの感染防止として新しい生活様式の実践が求められるなか、不特定多数の市民が利用する公共交通は、長期的な利用者離れが懸念される。

本市では、市内を運行するすべての公共交通機関を安心して利用できるよう、福井県地域公共交通緊急支援事業の対象とならない車両について感染予防対策事業を実施する。

1 . 事業内容

- ( 1 ) 市内を運行する乗合バス車両(コミュニティバスすまいる、地域コミュニティバスなど)に対し、抗ウイルス・抗菌加工を支援。

地域鉄道の車両や市町をまたいで運行する路線バスの車両については、福井県地域公共交通緊急支援事業により抗ウイルス・抗菌加工支援が行われる予定。

- ( 2 ) 市所有バス(地域バスなど)において、抗ウイルス・抗菌加工を実施。

2 . 実施時期

交通事業者と協力し順次実施。

令和2年度中に全対象車両の抗ウイルス・抗菌加工を行う。